

仕 様 書

1 品名及び予定数量

(1) 軽油(JIS・K2204-2号)	7, 027ℓ
(2) レギュラーガソリン(JIS・K2202-号)	14, 116ℓ
(3) ディーゼルエンジンオイル(DH-2・10W30)	120ℓ
(4) ガソリンエンジンオイル(SP・10W30)	110ℓ
(5) ディーゼルエンジンオイル(DL-1・5W30)	10ℓ

2 燃料油の種類及び台数

(1) 軽油 (エンジンオイル交換あり)	5台
パトロール車	1台
けん引車	1台
パッカー車	1台
1tダンプ	2台
(2) レギュラーガソリン (エンジンオイル交換あり)	10台
乗用車 (デミオ)	1台
0.65tダンプ	1台
1tダンプ	1台
軽ダンプ	7台

3 納入場所

受注者の所管するガソリンスタンド

4 磁気カード

- (1) 受注者は、車両1台につき1枚、給油及びエンジンオイル交換用の磁気カードを作成しなければならない。磁気カードには、所属名及び車番(自動車登録番号)を記載するものとする。
- (2) 磁気カードは、発注者が保管する。
- (3) 給油の際にエンジンオイルの交換を申し出た場合には、同時にエンジンオイル交換を行うこととし、給油及びエンジンオイル交換に当たっては、本市職員の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、納品(給油及びエンジンオイル交換の終了)の際、納品書を発注者に交付すること。
- (5) 給油及びエンジンオイル交換の際、磁気カードに記載する登録番号の車両であることを確認すること。

5 代金の請求方法

代金は1か月ごと、車両ごとに請求すること。

(参考)

資源エネルギー庁のURL

「https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html」